

平成24年2月28日

独立行政法人理化学研究所
理事長 野依 良治 殿

動物実験検証委員会
委員長 米川 博通

独立行政法人理化学研究所における動物実験実施状況等に
係る自己点検・評価に対する検証結果について

平成24年2月8日に第1回動物実験検証委員会を開催し、独立行政法人理化学研究所における動物実験実施状況等に係る自己点検・評価（平成19年度～22年度分）について検証を行いましたので、結果を下記のとおり報告します。

記

1. 動物実験実施体制等について

1-①. 動物実験実施体制について

研究機関の長である理事長が研究所における動物実験の適正な実施及び安全確保に関する業務を総理し、その諮問機関として、研究所における動物実験・実験動物及び施設に係る重要事項や規程類等について調査審議を行う動物実験協議会を設置している。また、各事業所においても、動物実験審査委員会、動物実験監督者を置くなど、適正な動物実験実施体制が執られていることから、理化学研究所における動物実験実施体制に関する自己点検・評価は妥当であると判断する。

1-②. 規程類について

理事長又は理事長の諮問機関である動物実験協議会が、動物実験実施規程、動物実験協議会細則、動物実験審査委員会細則、動物実験の実施に係る申請書の様式、実験動物の「飼育」、「保管」、「実験」施設に関わる要件（ガイドライン）等を定めており、理化学研究所の各事業所において、基本指針に遵守した動物実験を行うよう配慮されていることから、規程類に関する自己点検・評価は妥当であると判断する。ただし、実質的には、各事業所の所長が、各事業所の実情に応じて、動物実験計画の審査を行っているなど、理事長の権限が移譲されているように見受けられるため、動物実験実施規程にその旨を加えた方が良いと考える。

1-③. 動物実験委員会について

動物実験委員会として、動物実験協議会および動物実験審査委員会を設置している。また、その構成についても、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者を委員としていることから、動物実験委員会に関する自己点検・評価は妥当であると判断する。

1-④. 動物実験に係る実験計画の審査および実施について

各事業所における動物実験は、動物実験審査委員会により、各事業所の特徴を踏まえて、動物実験の妥当性を審査している。また、理事長は、それらを総理するために、動物実験協議会を諮問機関として設け、理研全体の動物実験の妥当性を確認されるなど、基本指針遵守に努めていることから、動物実験に係る実験計画の審査及び実施に関する自己点検・評価は妥当と判断する。

1-⑤. 動物実験に係る施設の審査および管理について

動物実験実施規程により、実験動物の「飼育」、「保管」、「実験」施設に関わる要件（ガイドライン）を基準として、各事業所の動物実験審査委員会が、各事業所内の施設及び設備が適切に維持管理されていることを点検しており、また、それらについて年度毎に動物実験協議会で確認されていることから、動物実験に係る施設の審査および管理に関する自己点検・評価は妥当であると判断する。

1-⑥. 実験従事者等の教育講習および登録について

動物実験実施規程により、動物実験従事者および飼育技術者は、従事者等の健康管理にも考慮し、登録制としている。また、新規登録者および既登録者に対して、規程類、動物福祉に関する事項、安全確保に関する事項、その他動物実験および実験動物の取扱いに関する基本的事項に関して教育講習を行っていることから、実験従事者等の教育講習及び登録制に関する自己点検・評価は妥当であると判断する。

2. 自己点検・評価について

2-①. 自己点検・評価のあり方について

理化学研究所では、基本指針に基づいて、①規程類、②動物実験委員会、③実験計画の審査および実施、④施設の審査および管理、⑤実験従事者等の教育講習および登録の5項目を自己点検・評価の項目としている。理事長は、①については、動物実験協議会へ点検・評価を諮問、②～⑤については、各事業所の研究所長へ点検・評価を依頼し、それぞれの結果について理事長に答申・報告を行っている。それらの結果を踏まえ、研究機関の長である理事長が自己点検・評価を実施していることから、理化学研究所の自己点検・評価のあり方は妥当であると判断する。

2-②. 前年度の自己点検・評価への対応について

各年度における自己点検・評価の結果を受けて、理事長から各事業所に指導・助言が行われ、それを受けて各事業所が改善するなど、PDCAサイクルが円滑に機能しており、対応は妥当であると判断する。

3. 情報公開について

理化学研究所のホームページにおいて、動物実験に関する所内規程類と、平成19年度から平成22年度までの年度毎の「動物実験実施状況等に係る自己点検・評価の結果」について、基本指針で求められている内容について情報公開されていることから、対応は妥当であると判断する。

4. その他

理化学研究所は、事業所が日本各地にあるが、基本指針で求めている「研究機関の長の責務」を十分に果たすために、規程類を統一し、動物実験の実施体制、自己点検・評価の体制等について、工夫されており、適正な動物実験が行われている。

以上

第1回 独立行政法人理化学研究所動物実験検証委員会

日時：平成24年2月8日（水） 15:00～17:00

場所：理化学研究所 和光研究所 脳科学総合研究センター池の端研究棟 3F 会議室

次第：

1. 開会挨拶
2. 委員紹介
3. 委員長選出
4. 委員会の運営について
5. 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針について
6. 理化学研究所における自己点検・評価について
7. 委員による討議
8. 総括
9. 閉会挨拶

第1回動物実験検証委員会 委員名簿

たかぎ みやこ

高木 美也子 日本大学 総合科学研究所 教授

のじま くみえ

野島 久美恵 独立行政法人放射線医学総合研究所
分子イメージング研究センター
RI棟・画像関連実験施設管理運営室 室長

みうら りゅういち

三浦 竜一 東京大学 ライフサイエンス研究倫理支援室 教授

よねかわ ひろみち

米川 博通 財団法人東京都医学総合研究所
基盤技術研究センター センター長

平成24年2月8日現在

○動物実験検証委員会運営規則

平成24年2月8日

動物実験検証委員会

(趣旨)

第1条 この規則は、「動物実験検証委員会の設置について」(平成23年通達第46号。以下「通達」という。)第9条に基づき、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 動物実験検証委員会(以下「検証委員会」という。)は、通達第2条に基づき、独立行政法人理化学研究所における動物実験に関する自己点検・評価の結果について検証する。

(検証方法)

第3条 検証は、検証委員会を開催の上行う。

2 欠席が見込まれている委員は、事前に検証事項に関わる意見を委員長に文書で提出することができる。

(検証結果の通知)

第4条 委員長は、検証終了後速やかに検証の内容について、文書を作成し、理事長に検証結果を報告する。

(公開に関する事項)

第5条 委員会の組織に関する事項及び議事内容は、原則として公開とする。ただし、研究の独創性及び知的財産等の保護に支障が生じる恐れのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(その他)

第6条 本規則に定めるほかに、検証を行うにあたって生じる必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年2月8日から施行する。